

指定給水装置工事事業者の指定更新手続き及び講習会について（通知）

標記の件につきまして、下記の通り決定いたしましたので通知いたします。

記

(1) 更新手続きについて

<更新手続きの注意事項>

- 提出は上下水道課の窓口へお願いします。（**郵送不可**）
- 有効期限内に更新手続きがされなかった場合は指定取消しとなり、再度新規登録が必要です。
- 更新手続きの際、登録内容が異なると更新の受付ができないことがありますので、ご了承ください。
- 休止中でも更新手続きは必要です。

<必要書類>

- ・指定給水装置工事事業者指定申請書
- ・誓約書
- ・機械器具調書
- ・給水装置工事主任技術者選任・解任届出書
- ・主任技術者免状の写し
- ・定款（法人のみ）原本証明したもの
- ・登記簿（法人のみ）
- ・住民票（個人のみ）
- ・指定給水装置工事事業者証交付申請書
- ・新宮町指定給水装置工事事業者 指定（更新）時確認事項
（提出されたものにつきましては、ホームページ等で公表するものとします。）

<更新申請受付期間>

令和6年8月1日（木） ～ 令和6年9月13日（金）

更新された事業者証のお渡しは令和6年9月30日（月）の講習会の時、参加できない場合は令和6年9月30日（月）以降となりますのでご了承ください。

(2) 手数料について

更新制導入に伴う手数料の見直しにより、令和2年4月1日から次のとおり手数料を改定しています。

新規指定手数料 指定更新手数料	申請手数料 5,000 円
事業者証の交付・再交付手数料 (新規・更新・変更・事業者証の紛失等で、事業者証の交付がある場合は手数料が発生します)	事業者証交付手数料 2,000 円

- 登録内容の変更等があった場合は、必ず30日以内に届出をしてください。
- 変更等の手続きがされず、連絡が取れない場合は、指定を休止させていただきます。

(3) 指定給水装置工事事業者講習会について

新宮町指定給水装置工事事業者への講習会は、更新された事業者証のお渡しの際に新宮町役場にて実施します。また、新しい事業者証と引き換えに、現在お持ちの事業者証を回収いたしますので忘れずにご持参ください。

講習会

場所 新宮町役場 本館3階大会議室

日時 令和6年9月30日(月) 10:00～(時間厳守) ※1時間程度